

COP29におけるパリ協定の新しい気候資金目標の決定

大田 純子

公益財団法人 地球環境戦略研究機関 (IGES) 研究員

国連の気候変動枠組条約（パリ協定）の第29回締約国会議（COP29）が2024年11月11日～24日にかけてアゼルバイジャンの首都バクーで開催された。本稿では、このCOP29で一番の焦点となった2025年以降の新しい気候資金の目標（新規合同数値目標：NCQG）の決定とその意義について、これまでの背景や今後の展望も踏まえて解説する。

はじめに

年末になると気候変動「COP」（コップ）のニュースが流れ、一般社会におけるCOPの関心が高まっている。COPの正式名称は「Conference of the Parties」締約国会議である。国際条約などの締約国（the Party）が一同に会し、その条約を遵守するための更なるルールを決定したり、実施状況を議論したりする。

1992年にブラジルのリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議（地球サミット）にて、環境に関する3つの条約が採択された。気候変動枠組条約（UNFCCC）、生物多様性条約（CBD）、砂漠化対処条約（UNCCD）である。これら条約はそれぞれのCOPを定期的に開催しているが、とりわけUNFCCCのCOPは毎年開催と頻度も多く、国の成長と表裏一体のエネルギー問題が絡むこともあり、幅広い利害関係者（ステークホルダー）から注目されている。

近年では政府代表に加え、民間企業、大学や研究機関、NGOや若者（ユース）、報道関係者などがCOPにオブザーバー参加する傾向が増えている。2024年11月11日～24日にかけて、アゼルバイジャンの首都バクーで開催された気候変動枠組条約の第29回締約国会議（COP29）の参加者総数は5万人を超え、内1万人以上がオブザーバーや報道関係者であった*1。オブザーバーはイベントやセミナー、展示などに参加したり、メッセージや主張をデモやパフォーマンスで発信したりと、交渉の流れに影響を与えるようになってきている。

1997年のCOP3で採択された京都議定書は2008年～2020年まで実施され、実質上の役目を終えた。2015年

のCOP21で採択されたパリ協定は2020年から本格実施が始まっている。京都議定書、パリ協定ともに「共通だが差異のある責任」（CBDR：Common but differentiated responsibilities）を原則とするが、大きな違いは先進国と途上国の明確な分類の有無である。京都議定書は、歴史的に温室効果ガス（GHG）を排出してきた伝統的な先進国（EU、北米、オーストラリア、日本、ロシア他）を国名とともに附属書にリスト化し、義務を課した。パリ協定においては、国の分類リストは無く、途上国も含めた全ての締約国が自国の貢献を自国で決定し、実施していくことが義務となった。

2024年バクーでのCOP29においては、2025年以降の世界全体の新しい資金目標となる「気候資金に関する新規合同数値目標」（NCQG：New Collective Quantified Goal on Climate Finance）が2日間延長の末、決定された*2。COPはどの議題も難航することが多いが、とりわけ資金交渉は、実質的な議論の他に気候正義（climate justice）や公平性（equity）を表現する場ともなっており、狭義には合理性に欠くこともある。今回バクーでは、パリ協定採択から10年あまり経ち変化する世界状況の中で、気候変動問題の責任と対処能力の所在の再考に切り込む議論と決定がなされた。本稿では、COP29で決定されたこの新しい資金目標の内容や背景について解説する。

1. パリ協定における資金の条項

パリ協定では、先進国と途上国の隔てなく全ての締約国が、気候変動対策への自国が決める貢献（NDC：Nationally Determined Contribution）などの策定、実施、報告

(透明性) を行う義務がある。しかしながら、多くの途上国にとっては、これらを実施する手段 (MOI: Means of Implementation) が不足しており、パリ協定では資金 (9条)、技術開発および技術移転 (10条)、能力の開発 (11条) を途上国に支援することを規定している。今回のCOP29は、2025年2月に期限が迫るNDCの更新 (目標値・野心の引き上げ) 前の決定となることでも注目された。

パリ協定9条1項では、途上国が緩和と適応の行動を取るための気候資金を先進国が供与する義務 (shall) が規定されている。これは、二国間および国際開発金融機関 (MDBs: Multilateral Development Banks) を通じての政府開発援助 (ODA) を中心とした公的資金が担っている。

さらに9条3項では、先進国は多様な資金源から気候資金を動員することに率先して取り組むべき (should) ことが規定されている。

パリ協定9条1項 (公的資金を供与する義務) *³

Developed country Parties shall provide financial resources to assist developing country Parties with respect to both mitigation and adaptation in continuation of their existing obligations under the Convention.

先進締約国は、条約に基づく既存の義務を継続するものとして、緩和及び適応に関し、開発途上締約国を支援するため、資金を供与する。

パリ協定9条3項 (民間を含む多様な資金源を動員する努力) *³

As part of a global effort, developed country Parties should continue to take the lead in mobilizing climate finance from a wide variety of sources, instruments and channels, noting the significant role of public funds, though a variety of actions, including supporting country-driven strategies, and taking into account the needs and priorities of developing country Parties.

先進締約国は、世界全体の努力の一環として、開発途上締約国のニーズ及び優先事項を考慮しつつ、種々の行動を通じ、公的資金の重要な役割に留意して、多様な資金源及び経路、手段により気候に関する資金を動員することに引き続き率先して取り組むべきである。

2. 年1,000億ドル資金目標 (2020~2025年)

今回、バクーで決定された新目標の前身となる現行の資金目標について、このセクションでは説明する。2009年デンマーク・コペンハーゲンでのCOP15において、先進国は共同で2020年までに、年間1,000億米ドル (以下、同様) (約15兆円: 1ドル=150円換算) の資金動員を途上国に対して行う「長期気候資金」(LTF: Long-term climate finance) いわゆる「1,000億ドル目標」が決定した*⁴。この1,000億ドルという数値は、政治レベルから提案されたもので、事務レベルの通常のCOPプロセスで交渉された数値ではない経緯がある。

2015年フランス・パリでのCOP21では、この1,000億ドル目標の対象期間が2020年までから2025年までに延長された。さらに、2025年以降の目標として、年1,000億ドルを下限とする新しい共同の資金目標を2025年までに設置することが決まった*⁵。資金の実績値の集計には2年を有するところ、この1,000億ドル目標の捕捉 (トラック) は2025年値が集計される2027年のCOP32まで議論されることとなっている。

この1,000億ドル目標の実績は、上述したパリ協定9条1項 (公的資金) と9条3項 (多様な資金源) に該当する途上国への気候資金を経済協力開発機構 (OECD) が集計している*⁶。9条1項の公的資金とは、**図1**で示された二国間(Bilateral public)と国際開発金融機関(Multilateral public)の公的資金を対象にしている。9条3項の多様な資金源は、公的資金と民間資金が組み合わされたタイプの途上国への気候資金のみを集計しており、民間資金のみによる純粋な民間資金や投資などは計上していない。日本の場合、国際協力銀行 (JBIC) の公的資金と民間資金を組み合わせる協調融資や (**図1**のMobilised private)、日本の企業が途上国へ輸出や投資を行う際の貿易保険 (NEXI) (**図1**のExport credits) が該当する。

目標値の達成期間は2020年~2025年であるが、2020年値は総額833億ドル、2021年値は896億ドルと、1,000億ドルの目標値に達しない状況が2年間続いた。2022年値は1,159億ドルに達し、初めて目標値の1,000億ドルを超えた。動員された民間資金 (Mobilised private) が2017年~2021年まで全体の14%前後で伸び悩んでいたが、2022年値では52%増で全体の約22%に増加したことが達成要因のひとつである。

しかしながら、途上国における気候資金の需要は増大している。本条約の下での資金の常設委員会 (SCF: Standing Committee on Finance) が毎4年に、途上国が気候変動枠組条約とパリ協定を実施するための資金

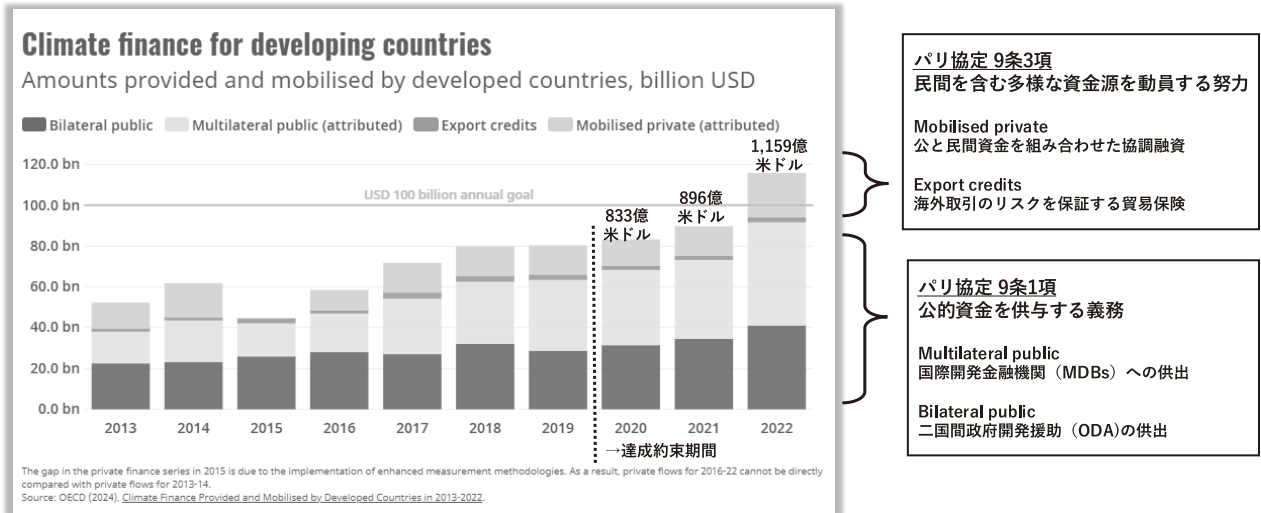


図1 途上国へ動員された気候資金（2013～2022年実績、単位：10億米ドル）

（出典：経済協力開発機構 OECD, 2024. を基に筆者が日本語部分を加筆）

ニーズを特定する報告書（NDR）を作成している。COP29前に公表された第2回NDRによると、途上国が各国の公約目標（自国が決定する貢献：NDC）を実施するには、2030年までに推計で5.1～6.8兆ドルが必要と試算されている*7。おおよそ年1兆ドル規模の資金ニーズがあることは、途上国の意見書などからも主張されてきた*8。よって、現在のビリオン（10億）単位から、トリリオン（兆）単位への10倍のスケールアップが求められる状況である。

3. 気候資金に関する新規合同数値目標（NCQG）に向けたプロセス

1,000億ドル目標の対象期間は2025年までであるため、新しい目標「気候資金に関する新規合同数値目標」（NCQG：New collective quantified goal on climate finance）を2025年までに決定することとなっていた*5。NCQGは、1,000億ドルを下限とした数値であることと、パリ協定の第3回締約国会議（CMA3）から議論を開始することが前提条件であった。2021年イギリス・グラスゴーでのCOP26がCMA3にあたり、パリ協定の締約国会議（CMA）の下で議論がスタートした。

グラスゴーでは今後3年間の議論の進め方（モダリティ）や最終的な決定に含めるべき目標の要素についての決定がされた。モダリティについては、政府代表団の資金担当（事務レベル）による通常の交渉会議の他に、ハイレベル閣僚級対話（HLMD：High-level Ministerial Dialogue）を年1回開催することや、非政府のステークホルダーも参加できる特別作業部会・アドホックワークプログラム

（ADWP：Ad hoc work programme）を設置し、ADWP下で技術的専門家対話（TED：Technical Expert Dialogue）を年4回開催することを決定した。また、最終決定には数値（quantity）、質（quality）、スコープ（Scope）、アクセス（Access features）、財源（Source of funding）、報告・レビュー制度（Transparency arrangement）を含めることが決定した*9, 10。

図2の通り、事務レベル交渉、政治レベル対話、ステークホルダー対話と3つの場で、COP間のインターセッション期間やドイツ・ボンでの補助機関会議（SB）も活用し、2022年のエジプトのシャルムエルシェイク、2023年のアラブ首長国連邦（UAE）のドバイと3年間にわたり継続的に議論が行われていった。特に、ステークホルダーを交えての専門家対話（TED）を試行錯誤しながら計11回重ねたことが、国連における新しい議論の在り方を模索する経験にもなった。2023年ドバイのCMA5（COP28）では、ADWPに決定文書案を作成する権限を与えた。これにより、2024年バクーでのCMA6（COP29）に入る前に、各国が提案してきた様々な要素を選択肢の形式で整理したテキスト案枠組み文書（Substantive framework for a draft negotiation text）*11がADWP共同議長により作成され、バクーでの交渉スタート時のベースとなった。

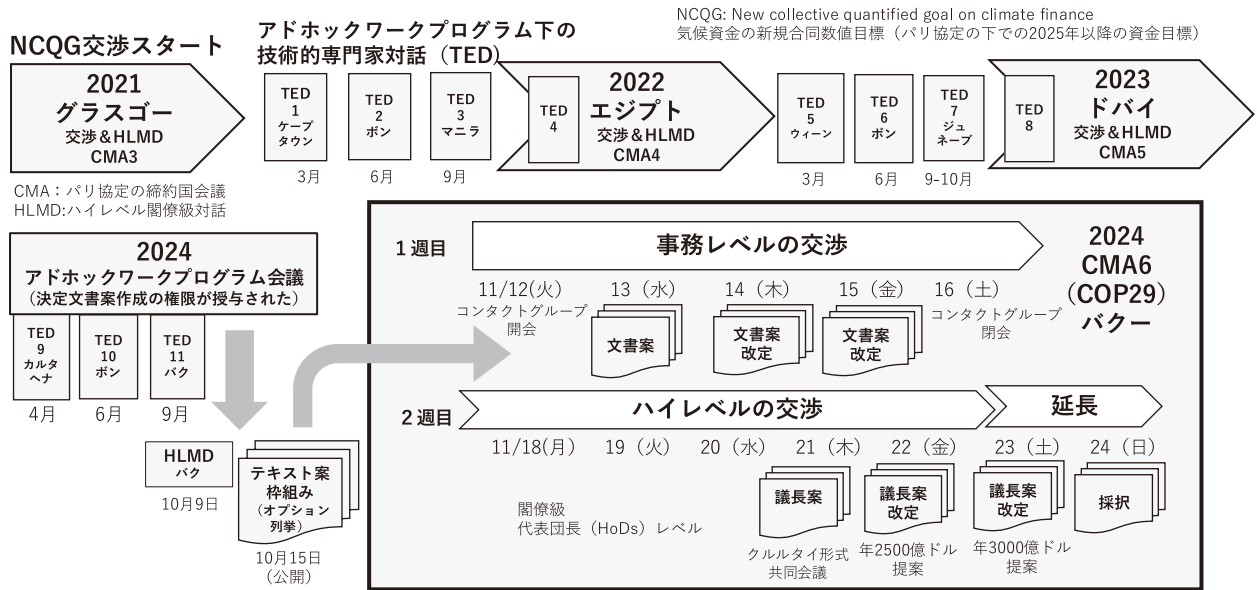


図2 新しい気候資金目標 (NCQG) の決定に至るまでの3年間にわたる議論プロセス

(出典: 気候変動枠組条約のNCQGページ等を基に、筆者が作成*14)

4. NCQGの論点とアゼルバイジャンでの決定

COP29は「資金COP」とも呼ばれ、気候資金の新規合同数値目標 (NCQG) に合意できるか否かに世界の注目が集まった。3年間の議論を経て、各国からの様々な発言や書面での意見書が共有されてきたが、まだ重要な要素の多くで意見の隔たりがある状態での交渉スタートとなった。

まずは、この目標の目的・スコープについて異なる意見があった。現行の1,000億ドル目標のスコープ (パリ協定9条に沿った先進国から途上国への資金支援) を継承し、数値を拡大すべきとの立場を途上国は崩さなかった。一方、先進国は途上国支援を核にしつつも、パリ協定の目標である2条1項に沿ったスコープに広げるべきとの考えであった。2条1項にはパリ協定の究極の目的が規定されており、(a) 緩和 (世界の平均気温上昇を工業化以前よりも2℃、1.5℃以内に抑える)、(b) 適応 (気候変動の悪影響に適応する能力や強靭性を高める)、(c) 資金 (下記条項) の3つの小項目がある。(c) にある資金とは、先進国も含む全球的な (a) 緩和と (b) 適応を達成するための資金という解釈がある。

パリ協定 2条1項

(c) Making finance flows consistent with a pathway towards low greenhouse gas emissions and climate-resilient development. 温室効果ガスについて低排出型であり、及び気候に

対して強靭である発展に向けた方針に資金の流れを適合させる。

この論点は、この目標が何のための目標かといったそもそも論であり、それにより目標の構造や他の多くの要素とも関係し、決定が難航した背景でもあった。先進国の考えは、途上国支援を超えた世界中の様々な資金の流れに影響を及ぼす目標に移行すべきだと主張し、マルチレイヤーと呼ばれる複数の層からなる構造を提案していた。途上国支援を中核のインナーレイヤーに置き、周りのアウターレイヤーには、純粋な民間資金や投資、先進国内での資金流れや政策誘導 (例えば、化石燃料補助金、炭素税、カーボンプライシング等)、革新的なファイナンス手段などの層を構成することを提案してきた。一方で、途上国は目的や構造はシンプルであるべきで、シングルレイヤーと呼ばれる途上国支援のみの構造を求めた。

結局、最終決定*2は双方の意見を折衷した内容となった (図3)。新しい資金目標はパリ協定2条が目的である (先進国の主張) と冒頭に明記しつつも、数値は途上国への資金のみ (途上国の主張) を対象としたスコープとなった。構造については、先進国が当初想定していたマルチレイヤーよりはシンプルとなったが、2層構造となった (図4)。ただし、これら2層はどちらも途上国向けの気候資金のみが対象となり、先進国内の資金の流れや政策措置などは含まれない。

そして、注目された数値や財源については、2層構造のそ

れぞれに2つの異なる年間数値目標と資金源が設定された。決定文書*2のパラグラフ7、8、9にあたるが、英語の原文では解釈が明確に読み取れないところもあるところ、外務省が公開している日本語の説明*12を参照し、下記に整理する。

パラグラフ7 (アウターレイヤー：官民あわせ年間1.3兆ドル)
 「全てのアクターに対し、全ての公的及び民間の資金源から途上国向けの気候行動に対する資金を2035年までに年間1.3兆ドル以上に拡大するため、共に行動することを求める」
 7. *Calls on all actors to work together to enable the scaling up of financing to developing country Parties for climate action from all public and private sources to at least USD 1.3 trillion per year by 2035 ;*

パラグラフ8 (インナーレイヤー：主に公的資金により年間3,000億ドル)
 「先進国が率先する形で、2035年までに少なくとも年間3,000億ドルという途上国向けの気候行動のための資金目標を決定 (多国間開発銀行による支援、途上国による支援を含む)」
 8. *Reaffirms, in this context, Article 9 of the Paris Agreement and decides to set a goal, in*

extension of the goal referred to in paragraph 53 of decision 1/CP.21, with developed country Parties taking the lead, of at least USD 300 billion per year by 2035 for developing country Parties for climate action :

- (a) From a wide variety of sources, public and private, bilateral and multilateral, including alternative sources ;
- (b) In the context of meaningful and ambitious mitigation and adaptation action, and transparency in implementation ;
- (c) Recognizing the voluntary intention of Parties to count all climate-related outflows from and climate-related finance mobilized by multilateral development banks towards achievement of the goal set forth in this paragraph ;

パラグラフ9 (途上国からの貢献)

途上国に対し、南南協力も含め、自発的に貢献することを奨励する。

9. *Encourages developing country Parties to make contributions, including through South-South cooperation, on a voluntary basis ;*

	途上国の主張	先進国の主張	バクーでの決定 (2024.11)						
目的/スコープ Aim/Scope	パリ協定9条 (途上国支援)	パリ協定2条 (全体目的) に沿った世界全体の資金の流れ	<ul style="list-style-type: none"> ・ パリ協定の目的2条1がNCQGの目的 ・ (a)1.5/2°C目標、(b) 適応・強靭性、(c) 資金の流れ ・ 受益者は脆弱国を考慮しつつ、全ての途上国 						
構造 Structure	シングル・レイヤー (公的資金のみ) 分野別サブゴールも設置	マルチ・レイヤー (民間投資、国内政策など) 数値付きサブゴールは避ける	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2層構造 (インナーレイヤーとアウターレイヤー) ・ サブゴールの設置はなし (適応と緩和のバランス) 						
数値 Quantum	ニーズレポートでの数値 2030年まで5~8兆ドル 年間1兆ドル+規模	貢献者の拡大とセッで議論すべし	<table border="1"> <tr> <td>2035年までに年間</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>① 1.3兆ドル</td> <td>2035年までに達成 (2030年にレビュー)</td> </tr> <tr> <td>② 3,000億ドル</td> <td></td> </tr> </table>	2035年までに年間	10年間	① 1.3兆ドル	2035年までに達成 (2030年にレビュー)	② 3,000億ドル	
2035年までに年間	10年間								
① 1.3兆ドル	2035年までに達成 (2030年にレビュー)								
② 3,000億ドル									
期間 Timeframe	5年	10年+							
財源/貢献者 Sources/Contributor	先進国 (これまで通りの)	貢献者の拡大 コントリビュータベース (経済・排出量等による水準案も)	<ul style="list-style-type: none"> ① 官民全てのアクター (純粋な民間投資含む) ② 先進国が率先、国際開発金融機 (MDBs) 途上国 (南南協力、MDBへの供出) もカウント 						
質/課題 Qualitative elements	債務問題、アクセス改善 キャピタルコストの軽減 適応、無償資金の不足等	目的に応じた多様な資金源 資金を活用できる環境・能力 資金のインパクト等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本条約の資金メカニズム、適応基金、後発途上国基金、特別気候変動基金からの年間アウトフローを2022年比2023年までに3倍増、無償を大幅に増加 ・ MDBs改革、申請の簡素化・調和、債務問題、障害・条件改善等、多くの詳細が盛り込まれた 						
報告/レビュー Transparency/Review	パリ協定の既存の制度を活用 (ETF,BTR,GST,SCFなど)	パリ協定の既存の制度を活用 (ETF,BTR,GSTなど)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本条約の既存の報告制度 (BTR, ETF) 活用 ・ 各国は2028年6月までに2025~26年の情報を提供 ・ 事務局 (SCF委員会) が2028年~隔年進捗報告書 ・ 2030年に中間レビュー ・ グローバル・ストックテイク (GST) を活用 						

図3 新しい気候資金目標 (NCQG) のこれまでの争点とアゼルバイジャン・バクー COP29での結果

(出典：NCQGプロセスに係る公開文書など基に、筆者が作成*14)

パラグラフ7と8の双方に「private sources」があり、これらの違いについては、決定文書では具体的に記述されていない。しかしながら、解釈としては、パラグラフ7の「private sources」は純粋な民間資金や投資を示唆する。今回の決定で、この純粋な民間資金が含まれたことが新しい進展であった。パラグラフ8 (a) にある「private ~ sources」については、これまでの1,000億ドル目標で計上してきた公的資金と民間資金が組み合わさった限定的なタイプのprivate sources（協調融資、貿易保険など）を指す。

また「public sources」についても、今回の決定で新しい要素が加わった。先進国からのpublic sourcesに加え、途上国からのpublic sources もインナーレイヤーの3,000億ドル目標、アウターレイヤーの1.3兆ドル目標の双方に計上されることになる。これは、途上国が他の途上国へ資金支援を行う南南協力や、途上国が国際開発銀行

(MDBs) へ供出する資金などを指す。先進国が率先する「taking the lead」が、パラグラフ9で途上国の貢献を推奨している。これは、パリ協定9条2項に基づいた文言である。

パリ協定 9条2項
 Other Parties are encouraged to provide or continue to provide such support voluntarily.
 1に規定する支援*について、他の締約国は、任意に、提供すること又は引き続き提供することが推奨される。
 (*先進国が義務的に行う途上国への資金支援)

財源については、これまでの先進国に加え、提供国の拡大が必要であることが、先進国から繰り返し主張されてきた。これが、今回の決定が延長にまでもつれ込んだ背景でもある。COP29前のプロセスにおいても、先進国からは

どちらの層も

- 途上国向けの気候資金
- 2035年までに年間目標値を達成

★ 1,000億ドル目標になかった新しい対象

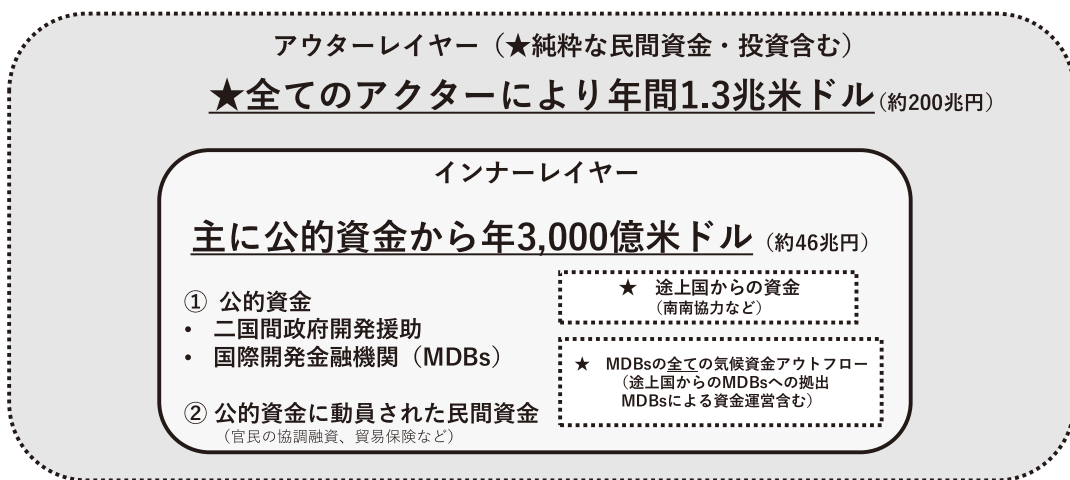


図4 決定された新しい気候資金目標 (NCQG) の構造イメージ

(出典：決定文書の数値目標部分のイメージ図を筆者が作成*14)

表1 気候資金の提供国拡大のための基準案 (コントリビューターベース) の提案例

ベース	資金提供側の水準	提案国
経済	一人あたり国民総所得 (GNI) 40,000米ドル以上	スイス
	GNI 52,000米ドル以上	カナダ
	高い経済的能力がある国	EU
温室効果ガス排出量 (GHG)	累積GHG排出量トップ10の中で一人あたりGNI20,000以上の国	カナダ
	現在のGHG排出量トップ10の中で一人あたりGNI22,000以上の国	スイス
	高いGHG排出量がある国	EU
(水準などは不明)	負担分担制度 (Burden sharing arrangement)	途上国

(出典：国連に提出された意見書*8, ADWP第3回会議へのインプット文書*13)

「コントリビューターベース」と呼ばれるコンセプト、例えば、その国の経済指標（GNI：Gross National Income 国民総所得）やGHG排出量の水準を設け、資金提供国を分類する提案もあった*^{8,13}。具体的には表1にあるような分類方法を含む提案があったが、COP29では合意は得られなかった。ただ、このような考え方が具体的な指標と提案された意義は大きい。今後、さらにこれまでの先進国と新興国などの経済や排出量における順位の入替えが進むと思われる中、2030年に行うことになった本目標のレビューや2035年以降の次の新しい目標を議論する際の材料となり得る。

目標の対象期間については、途上国の多くは5年（2025～2030年など）を希望したが、先進国が主張してきた10年（2025～2035年）が採用された。より長期的なビジョンの下、安定し予見性が高い資金の流れが期待される。一方で、目標値の単位については、途上国が主張していた単年度が採用された。

報告・レビュー制度（透明性）については、本条約やパリ協定の下で既に設置されている制度を活用することで大きな対立はなく決定した。具体的には、パリ協定9条7項や13条に沿った隔年報告書（BTR）での報告、5年のサイクルで実施されているグローバルストックテイク（GST）を通じてのレビュー、さらには、本条約の下にある資金の常設委員会（SCF）が新たに2028年からNCQGの隔年進捗報告書を作成することも決定した。

質については、これまでのプロセスで様々な課題が共有されてきた。資金の種類・分野・地理的配分などのバランス、アクセス（申請）の簡素化・迅速化・能力支援、為替リスクやキャピタル・コスト、債務問題等、数多くの課題が言及された。今回の決定では、資金の額ばかりがクローズアップされたが、この3年間のプロセスにおいては、質や課題についての意見が積極的に共有されてきた。資金が途上国において効果的に活用されるかは、この点が重要であり、今回の決定プロセスにおいて多くの課題が言及されたことは意義があると言える。

おわりに

パリ協定の採択から約10年が経ち、気候変動に係る世界の状況が変化する中で資金目標の交渉となった。現在の世界のGHG排出量のトップ10には、中国、インド、ブラジル、インドネシアなどの新興国が浮上し、経済指標においては、UAE、カタールなどの産油国が高いGNIを達成している。資金支援を行う側と受け取る側の区別を定義しにくい状況が今後も更に加速するだろう。このよう

中、資金提供国側の水準を設定するコントリビューターベースという考えも浮上した。一人あたりの国民総所得（GNI）で経済成長した国を分類する案や、GHG排出量トップ10の国などを資金提供側の対象とする案が提案された。産業革命以降の歴史的な時間軸で公平性を重視するか、現在の状況や能力に応じた視点で考えるか、全世界が合致する一つの正論を見出すことは難しい。ただ、今回の決定にいたるプロセスで、このような観点が提案され始めたことは意義が大きい。

中核となる公的資金については、現在の年1,000億ドルの3倍にあたる3,000億ドルの年間目標が決まった。野心的と言える増額であるが、客観的に試算された1兆ドル規模のニーズの全てをこれまでの先進国による公的資金で求めていた一部の途上国は、閉会プレナリーで反論を唱えた。この決定をどう評価するかは、今後の着実な実施や質・インパクト創出にもよるだろう。

全てのアクターによる年1.3兆ドルのアウターレイヤー目標は、今回の決定の大きな進展であったと思う。パリ協定の究極の目標達成には、政府だけでなく、民間セクターの参画が不可欠である。今後、どのようにパリ協定への義務がない民間セクターを巻き込み、また数値の計上を行っていくか技術的な課題も残るが、新しい領域に切り込んだ一歩となった。

今回の決定で、「バクーからベレンにむけた1.3兆ドルのロードマップ（Baku to Belem Roadmap to 1.3T）」が設置されることも盛り込まれた。次回のCOP30は、2025年11月にブラジル北部のパラー州ベレン市での開催が決まった。議長国ブラジルとアゼルバイジャンが主導し、1.3兆ドルへの拡大にむけたロードマップ策定作業が展開され、COP30で概要報告がなされる。

今回のCOP29では資金以外に、市場メカニズム（パリ協定6条）の詳細ルールに関する決定が完結し、本格実施が加速するだろう。この分野も民間セクターの参画が欠かせないものであり、1.3兆ドルと共に全てのアクターによるパリ協定の実施に期待したい。

【参考文献】

- *1 United Nations Framework Convention on Climate Change (UNFCCC). 2024. Provisional list of registered participants : Conference of the Parties Twentyninth session
- *2 UNFCCC. 2024. UNFCCC/PA/CMA/2024/L.22. New collective quantified goal on climate finance. <https://unfccc.int/documents/643641>
- *3 外務省HP. パリ協定. https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page24_000810.html
- *4 UNFCCC. 2009. Copenhagen Accord. Decision 2/CP.15.

- Paragraph 8.
<https://unfccc.int/resource/docs/2009/cop15/eng/11a01.pdf#page=4>
- *5 UNFCCC. 2015. Decision 1/CP.21. Paragraph 53.
<https://unfccc.int/resource/docs/2015/cop21/eng/10a01.pdf#page=2>
 - *6 経済協力開発機構 OECD. 2024. Climate Finance Provided and Mobilised by Developed Countries in 2013–2022.
<https://www.oecd.org/en/topics/climate-finance-and-the-usd-100-billion-goal.html>
 - *7 UNFCCC. 2024. Second report on the determination of the needs of developing country Parties related to implementing the Convention and the Paris Agreement.
<https://unfccc.int/topics/climate-finance/workstreams/needs-report>
 - *8 UNFCCC. 2024. Submissions by Parties and non-Party stakeholders.
<https://unfccc.int/NCQG#Submissions-received-from-Parties-and-non-parties-Stakeholders>
 - *9 UNFCCC. 2021. Decision 9/CMA.3. New collective quantified goal on climate finance.
<https://unfccc.int/documents/460952>
 - *10 大田純子. 清水規子. 京極智子. IGES. 2021. COP26における気候変動資金の進展
<https://www.iges.or.jp/jp/pub/cop26-climatefinance/ja>
 - *11 UNFCCC. 2024. Oct. 15. Ad hoc work programme on the new collective quantified goal on climate change. Report by the co-chairs. Addendum.
<https://unfccc.int/documents/641326>
 - *12 外務省HP. 2024. 11.27. 国連気候変動枠組条約第29回締約国会議(結果)
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/pagew_000001_01129.html
 - *13 UNFCCC. 2024. Aug. 29. Updated input paper for the third meeting under the ad hoc work programme on the new collective quantified goal on climate finance.
https://unfccc.int/sites/default/files/resource/MAHWP3_updated_input_paper.pdf
 - *14 IGES. 2024.12. COP29速報ウェビナー. 大田純子の発表資料.
<https://www.iges.or.jp/jp/events/20241206>